

日金協（業）第令 02-149 号

令和 3 年 2 月 15 日

消費者の皆さま

日本貸金業協会

東京都消費生活総合センターによる
無料特別相談「多重債務 110 番」の実施について

東京都消費生活総合センターでは、令和 3 年 3 月 1 日（月）・2 日（火）の 2 日間にわたり、無料特別相談「多重債務 110 番」を実施します。

「多重債務 110 番」は、弁護士、司法書士、法テラス、家計整理及びカウンセラーの専門家が、債務問題を抱えている方の相談を受ける無料の特別相談会です。

新型コロナウイルス感染拡大の影響により収入が減少するなど、借金返済にお困りの方、ぜひご相談ください。

東京都消費生活総合センター（03-3235-1155）及び区市町の消費生活相談窓口では、いつでも、多重債務に関する相談を受け付けています。

また、日本貸金業協会の TOP ページに「多重債務 110 番」のバナーを設置しましたので、併せてお知らせいたします。

以上

[関連ページ] 東京都暮らし WEB

- ・[お知らせ 無料特別相談「多重債務 110 番」を実施します！](#)